

返 戻 金 制 度

当社の返戻金制度に関して人材紹介契約書より抜粋したものである。

株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という）と、株式会社R P WORKS（以下「乙」という）は、甲が採用する人材の紹介に関し、次の通り契約を締結する。

第6条（紹介料金の返還）

1.
- 甲と雇用契約を締結した被採用者が雇用契約の開始日（以下、「業務開始日」という）から3ヶ月以内に、被採用者自己都合で甲との雇用契約を終了する場合には、乙は甲に対し、下記の表に基づき第2条に定める紹介料金の一部を返還するものとする。但し、本条第4項に定める事由が存する場合を除く。なお、紹介料金の支払い前の場合、乙は甲に対して、紹介料金から下記の表の割合を控除した金額を請求する。

退社時期	返還する人材紹介手数料
業務開始日から起算して1ヶ月以内	80%
業務開始日から起算して1ヶ月を超えて3ヶ月以内	50%